

免税軽油制度の継続を求める意見書

これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展に貢献してきた免税軽油制度が、平成 27 年 3 月末で廃止される状況にある。

免税軽油制度は、道路を走らない機械に使う軽油について軽油引取税（1 リットル当たり 32 円 10 銭）を免除する制度で、農業用機械などの軽油は免税が認められてきたものである。

スキー場産業では、索道事業者が使うゲレンデ整備車・降雪機等に使う軽油が免税となっており、この制度がなくなれば、スキー・スノーボード等の冬季観光産業が大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難になるとともに、地域経済にも計り知れない影響を与えることになる。

よって、国におかれては、平成 27 年 4 月以降も免税軽油制度を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 年 24 日

兵庫県養父市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官 様
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
国土交通大臣